

# 医療保険・介護保険参事質問事項回答

(令和6年8月20日 参事会配布用)

質問	回答	分類
1 口腔機能低下症が疑われる患者に対して口腔機能精密検査を実施した結果、3項目以上該当せず確定診断を得なかった場合であっても、行った検査の算定は認められるか。	診断目的として実施した検査の費用は算定可。傷病名は「口腔機能低下症の疑い」とする。	05検査
2 第一大臼歯又は第二大臼歯にCAD/CAM冠用材料(Ⅲ)を使用する場合、算定に当たってどのような摘要欄記載が必要なのか。	当該CAD/CAM冠を装着する部位の対側大臼歯による咬合支持の有無及び同側の大臼歯による咬合支持の有無について摘要欄記載が必要。なお、当該CAD/CAM冠を装着する部位の同側に大臼歯による咬合支持がない場合は、当該補綴部位の対合歯が欠損である旨及び当該補綴部位の近心側隣在歯までの咬合支持の有無について記載が必要となる。	16歯冠
3 令和6年6月改定より「口腔管理体制強化加算の施設基準の届出を行なっている保険医療機関において、歯周病定期治療(SPT)を行っていた患者が症状の改善により歯周病重症化予防治療(P重防)に移行する場合であって治療間隔の短縮が必要とされる場合は、3月以内の間隔で実施した歯周病重症化予防治療は月1回に限り算定する。」と示されているが、当該保険医療機関において、P重防からSPTへ移行する場合の取扱いはどうようになるのか。	P重防→SPTへの移行は、前回P重防を算定した年月日の翌月から算定可。	13歯周
4 口管強の施設基準の算定要件に「口腔機能管理の実績があること。」が必要と示されているが、(小児)口腔機能管理料の算定に当たって、すべての評価・検査項目を実施の上、その結果から診断する必要があるのか。	その通り。歯管等を算定の上、すべての評価項目の診断又は検査7項目を行い、3項目以上該当すれば算定可。	22施設

5	右側上下1番にレジン前装金属冠を2個製作するに当たって、同時に印象採得を行う場合の歯科技工士連携加算算定の取扱いはどのようになるのか。	上下同時の場合は、1回限りの算定となる。	16歯冠
6	上下顎に総義歯を同時に作製する場合、咬合採得時に上下それぞれに歯科技工士連携加算の算定ができるか。	算定不可。1回の算定となる。ただし、咬合採得と仮床試適を別日に行った場合はそれぞれ算定可。	16歯冠